

低炭素社会実現のための日本の取組み

(日本の現状)

- ・ 鉄・セメントの製造に必要なエネルギーは、日本に比べてEU、中国、米国、ロシア等は1~1.25倍、2003年度)。
- ・ 原子力は、総発電電力量の約3分の1を占める基幹電源
- ・ 主要国と比べて、顕著に公共交通分担率が高い。(日本46.7%、英國13.1%、ドイツ20.7%、フランス16.1%、米国22.4%)
- ・ トヨタのハイブリッド車の累計販売台数は、2007年4月までに、国内外合わせて約100万台。
- ・ 1999年に太陽電池の生産量世界第1位となり、それ以降、世界トップを維持。
- ・ 諸外国と比べ、日本のエアコン・ディショナー最高機種の効率は、トップクラス。
- ・ クーラービズ・ウオームビズの導入により、255万トン(H17冬・H18夏)の二酸化炭素削減に成功。

日本が誇る制度の具体例

省エネ法によるトップランナーチーム

制度の概要

・省エネ法(に基づき、家電製品や自動車の省エネルギー基準をトップランナー方式(※)により定めており、製造事業者等に基準を遵守する義務が課されている。未達成の製造事業者等には、勧告、公表、命令、罰金(100万円以下)の措置がとられる。

※トップランナーチームとは
そのぞの機器において現在商
品化されている製品のうち最も
優れている機器の性能以上にする
という考え方



行政機関による取組

国・都道府県・市町村の実行計画

・温対法に基づき、国・都道府県・市町村が、それぞれの事務・事業に伴い排出される温室効果ガスについて自らが率先して削減努力を行う計画を策定

チーム・マイナス6%

・京都議定書に基づく温室効果ガス排出「-6%」を実現するため、2005年4月に発足した地球温暖化防止の大規模国民運動。チームリーダーは総理大臣、サブリーダーが環境大臣。
・「COOL BIZ」「WARM BIZ」「ハロー！環境技術」など、一人一人の日常生活での温暖化防止活動を呼びかけている。

普及・啓発制度

※請求に応じて開示

・一定の掘りきり量以上の温室効果ガスを排出する事業者等を対象
・産業、業務(公的部門を含む)、運輸部門が対象
・事業所単位(運輸部門は事業者単位)6ガスごとに算定

地球温暖化対策地域推進計画

・温対法に基づき、地方公共団体が、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的な計画的な施策を策定

太陽光発電

複層ガラス

①全国センター：温対法に基づき、地球温暖化防止対策に関する普及啓発を行なうことを目的として環境大臣が設置。
②都道府県センター：温対法に基づき、都道府県知事が設置。
③推進員：温対法に基づき、温暖化対策の意見を有し普及啓発等の経験に富む者が、都道府県知事の委嘱により住民への啓発や助言等を行う。

(全国・都道府県) 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進員

WARM BIZ

COOL BIZ

WARM BIZ